

令和5年度第2回 国民健康保険運営協議会 協議資料

目 次

加古川市国民健康保険料の料率の見直しについて	………P1
------------------------	-------

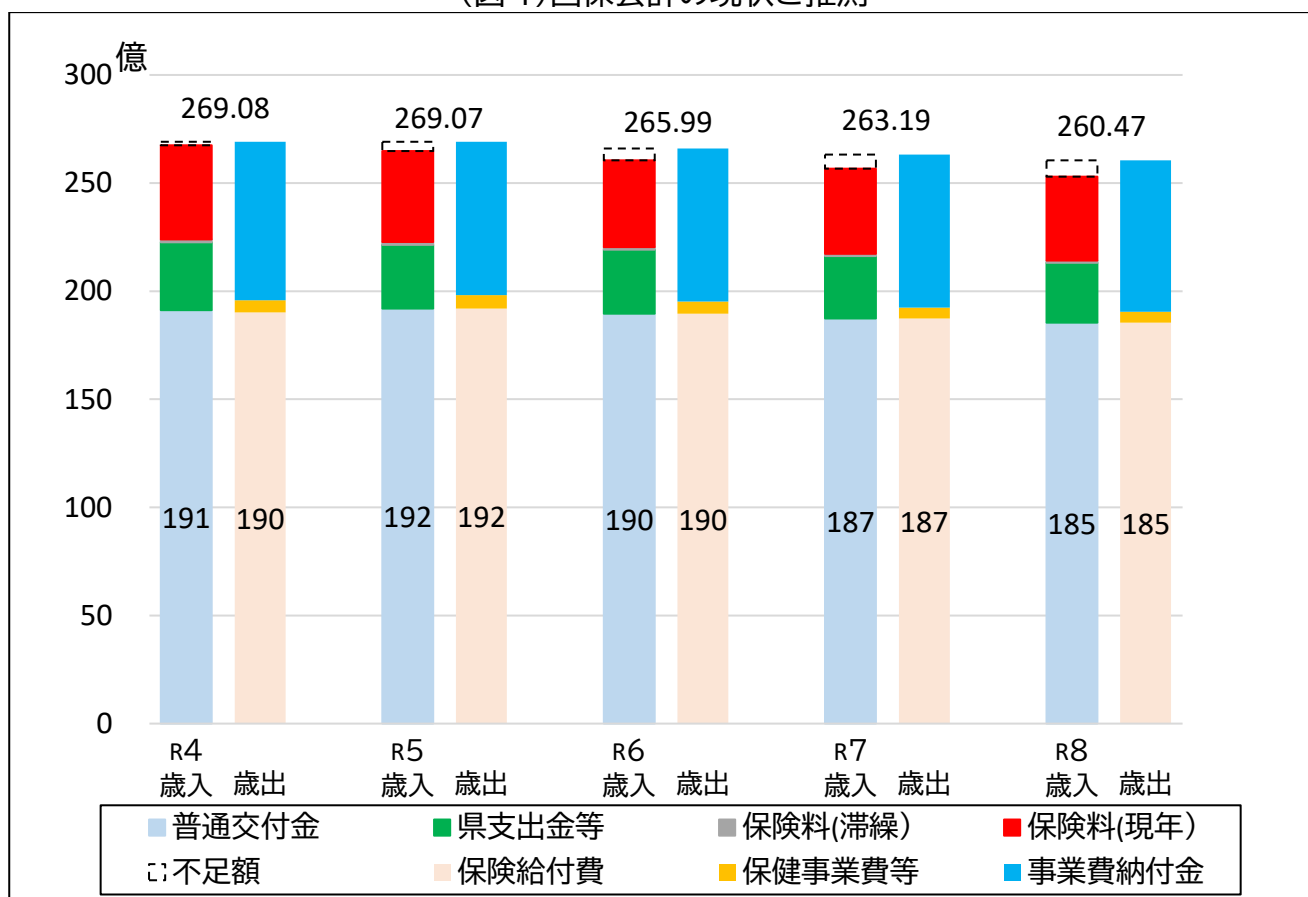
加古川市国民健康保険料率の料率の見直しについて

本市の国民健康保険料率は、県から提示されている標準保険料率から大きく乖離していたが基金を活用することで、増加する一人当たりの歳出に対して保険料率を改定することなく運営してきたところである。

しかしながら、その基金も残りわずかとなり、このまま現行保険料率を維持すれば、令和6年度には赤字に転じる見込みとなっている。また、令和9年度には、現在兵庫県下全市町で進めている統一保険料水準が開始されることから、標準保険料率への改定が必須となっている。

1 国保会計の現状と推測について

(図 1)国保会計の現状と推測



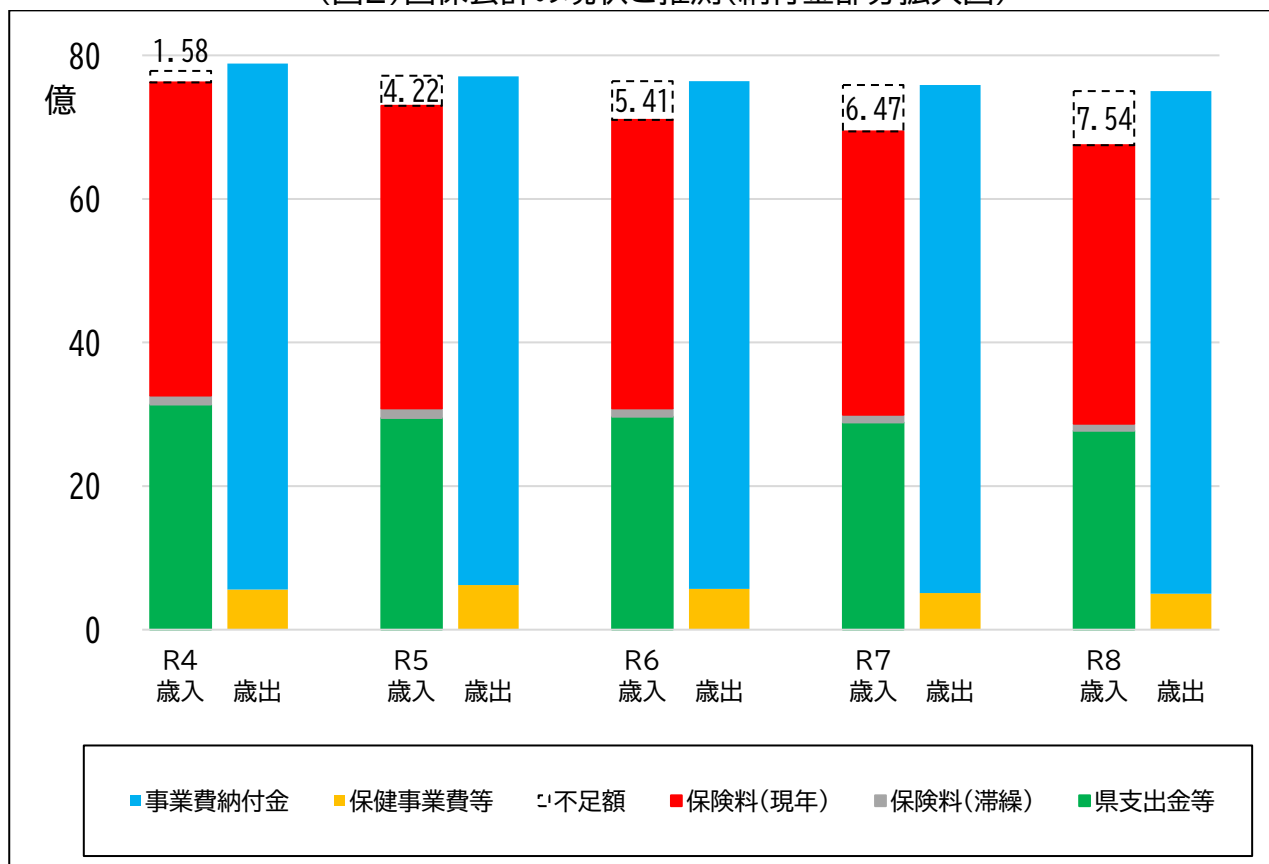
医療費などの保険給付費については、国・県の支出金と各市町の事業費納付金から支出される普通交付金によってほぼ全額が賄われている。

主に不足が生じているのは、保険料と県支出金等で賄われる事業費納付金となっている。

【事業費納付金とは】

平成30年度から開始された制度。県が国保財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用を市町に対して支払う(普通交付金として交付する)ため、市町ごとの事業費納付金の額を決定し、市町に請求する。市町ごとの納付金の額は、市町の基礎データ、国が示す係数等に基づき算出された県全体での納付金必要額を、各市町の総所得・被保険者数等で按分して決定する。

(図2)国保会計の現状と推測(納付金部分拡大図)

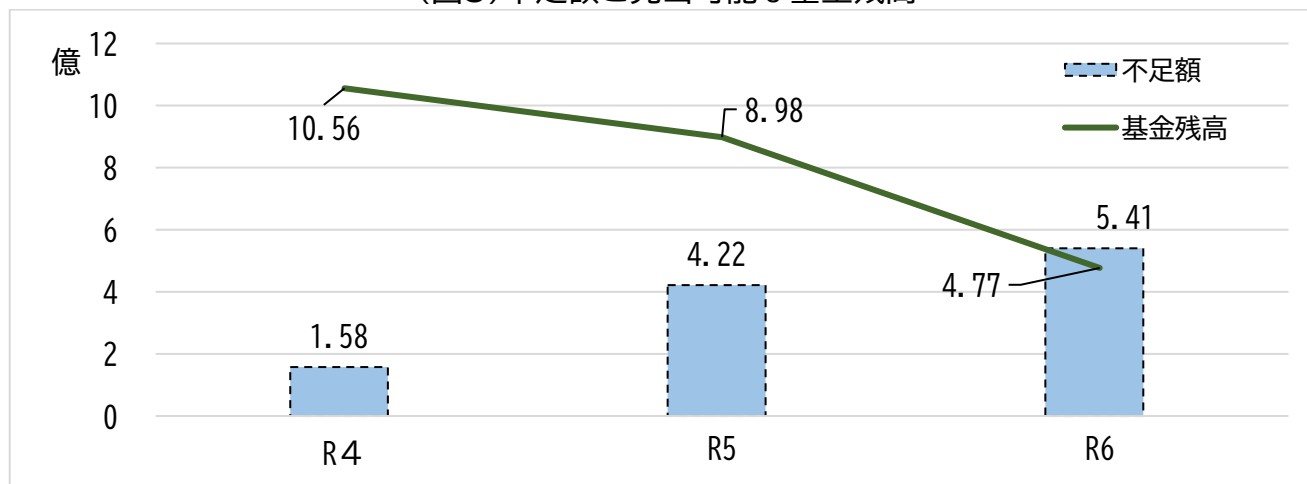


(表1)基金の状況

(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度見込
年度当初基金残高	1,055,803,223	898,465,773	476,977,519
不足額	157,613,000	421,913,024	540,528,857

(図3)不足額と充当可能な基金残高



⇒ 令和6年度には、不足額 > 充当可能基金残高となり、赤字となる見込み。

2 県下保険料水準統一について

国民健康保険は、被用者保険と比較して年齢構成が高く、それにより医療費水準が高くなっているうえ、所得水準が低く、所得に占める保険料負担が重くなっている。また、市町単位のため、小規模保険者が多く、財政的に不安定となっている。

今後さらに被保険者の減少が見込まれる中、これらの問題の解消策として、平成30年度より国の制度改革による都道府県化が開始し、兵庫県においても県が財政の主体となっている。さらなる健全運営のため、地域内の同一サービス、同一料金化を進めるにあたり、兵庫県国保運営協議会において、県・市町で協議を重ねた結果、令和4年度に「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」が採択され、令和9年度からの県下保険料水準の統一が決定した。

令和5年度には国民健康保険法が改正され、都道府県単位での保険料水準統一の期限も明記されている。

そのため、令和9年度以降は本市においても県下統一の保険料率を適用する必要があるが、現行の保険料率とは大きく乖離しているため、引き上げが必須となっている。

【標準保険料率とは】

事業費納付金を納めるために必要な保険料を確保するための保険料率。事業費納付金に保健事業などの経費を追加し、国・県から支出される低所得者軽減等の負担金を差し引いた額を、総所得・被保険者数等で割り戻して算出する。

(表2)本市の現行保険料率と令和5年度標準保険料率の比較

保険者名		医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
加古川市	現行	7.80%	25,600	22,800	1.80%	6,800	5,400	2.40%	9,500	5,400
	標準	6.66%	28,847	18,690	2.81%	11,806	7,649	2.64%	13,838	6,754
	差分	1.14%	▲3,247	4,110	▲1.01%	▲5,006	▲2,249	▲0.24%	▲4,338	▲1,354

医療分については大きな乖離はないが、後期高齢者支援金分及び介護納付金分については、標準保険料率を大きく下回っている。

3 令和6年度以降の保険料率について(事務局案)

- ・ 令和6年度には、標準保険料率と現行保険料率の乖離による保険料差額分を補填する基金が枯渇すること
- ・ 令和9年度から兵庫県下統一の標準保険料が原則全市町に適用されること

以上2点から、本市の令和6年度以降の保険料率については、兵庫県から示される標準保険料を適用することとしたい。

4 保険料率の状況について

【他自治体との比較】

(表3)神戸市、姫路市及び同規模市

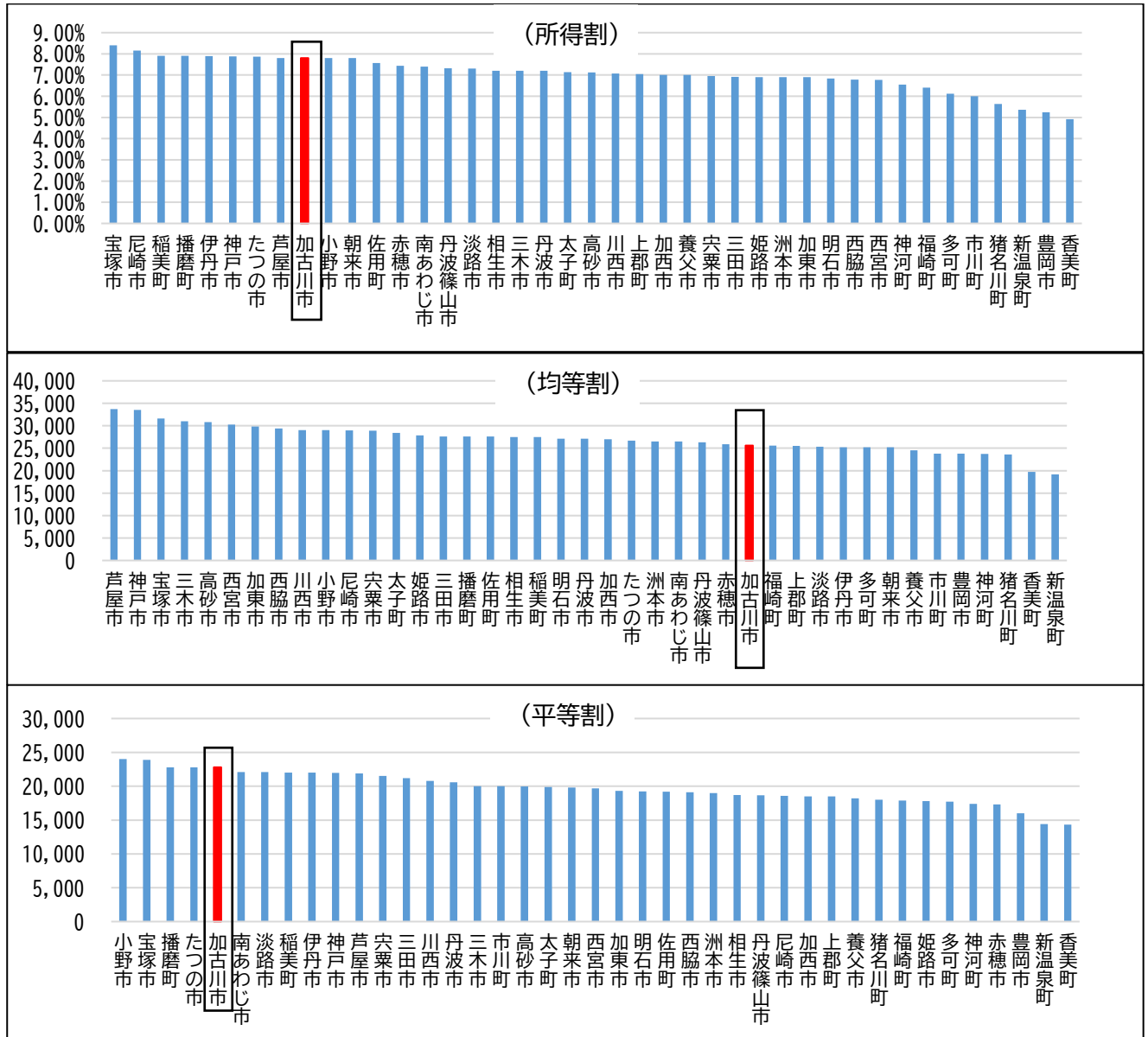
保険者名		医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
神戸市	現行	7.88%	33,540	21,980	3.03%	12,460	8,170	2.99%	14,620	7,020
	標準	7.54%	32,660	21,161	2.88%	12,099	7,839	2.72%	14,284	6,972
	差分	0.34%	880	819	0.15%	361	331	0.27%	336	48
姫路市	現行	6.90%	27,850	17,810	2.90%	11,490	7,350	2.70%	12,550	6,230
	標準	6.88%	29,783	19,297	2.84%	11,913	7,718	2.67%	13,992	6,829
	差分	0.02%	▲1,933	▲1,487	0.06%	▲423	▲368	0.03%	▲1,442	▲599
明石市	現行	6.84%	27,100	19,220	2.60%	10,430	7,860	2.28%	11,300	5,500
	標準	6.95%	30,108	19,507	2.81%	11,806	7,649	2.64%	13,838	6,754
	差分	▲0.11%	▲3,008	▲287	▲0.21%	▲1,376	211	▲0.36%	▲2,538	▲1,254
宝塚市	現行	8.40%	31,600	23,900	2.20%	8,900	6,200	2.70%	12,100	6,200
	標準	7.44%	32,236	20,887	2.88%	12,075	7,823	2.74%	14,360	7,009
	差分	0.96%	▲636	3,013	▲0.68%	▲3,175	▲1,623	▲0.04%	▲2,260	▲809
加古川市	現行	7.80%	25,600	22,800	1.80%	6,800	5,400	2.40%	9,500	5,400
	標準	6.66%	28,847	18,690	2.81%	11,806	7,649	2.64%	13,838	6,754
	差分	1.14%	▲3,247	4,110	▲1.01%	▲5,006	▲2,249	▲0.24%	▲4,338	▲1,354

(表4)2市2町の状況

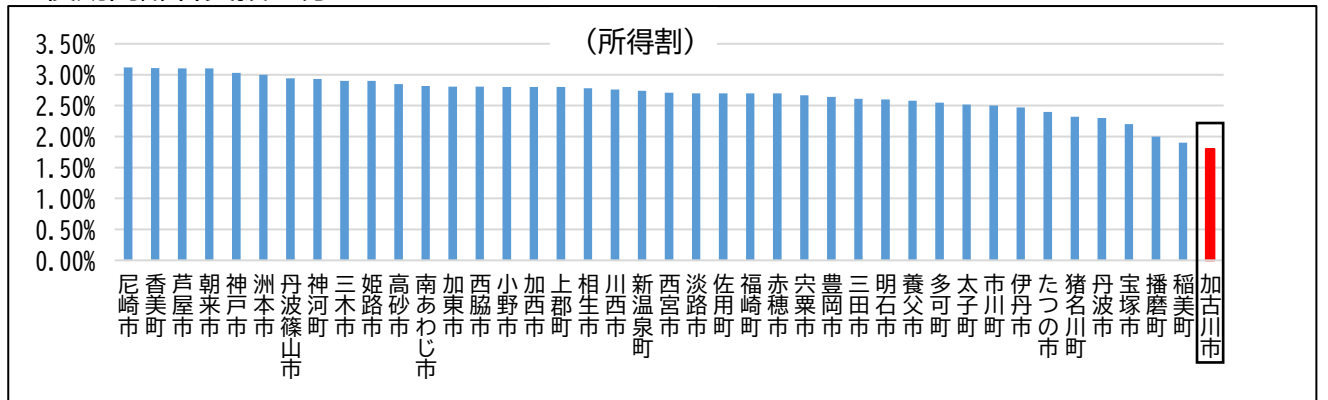
保険者名		医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
高砂市	現行	7.12%	30,834	19,976	2.85%	11,986	7,766	2.69%	14,101	6,883
	標準	7.40%	32,064	20,775	2.85%	11,986	7,766	2.69%	14,101	6,883
	差分	▲0.28%	▲1,230	▲799	0.00%	0	0	0.00%	0	0
稲美町	現行	7.90%	27,500	22,000	1.90%	7,000	4,100	2.30%	9,000	4,000
	標準	7.09%	30,724	19,907	2.82%	11,860	7,684	2.66%	13,955	6,811
	差分	0.81%	▲3,224	2,093	▲0.92%	▲4,860	▲3,584	▲0.36%	▲4,955	▲2,811
播磨町	現行	7.90%	27,600	22,800	2.00%	6,800	5,400	2.40%	9,000	4,500
	標準	7.25%	31,387	20,336	2.84%	11,909	7,716	2.67%	14,012	6,839
	差分	0.65%	▲3,787	2,464	▲0.84%	▲5,109	▲2,316	▲0.27%	▲5,012	▲2,339
加古川市	現行	7.80%	25,600	22,800	1.80%	6,800	5,400	2.40%	9,500	5,400
	標準	6.66%	28,847	18,690	2.81%	11,806	7,649	2.64%	13,838	6,754
	差分	1.14%	▲3,247	4,110	▲1.01%	▲5,006	▲2,249	▲0.24%	▲4,338	▲1,354

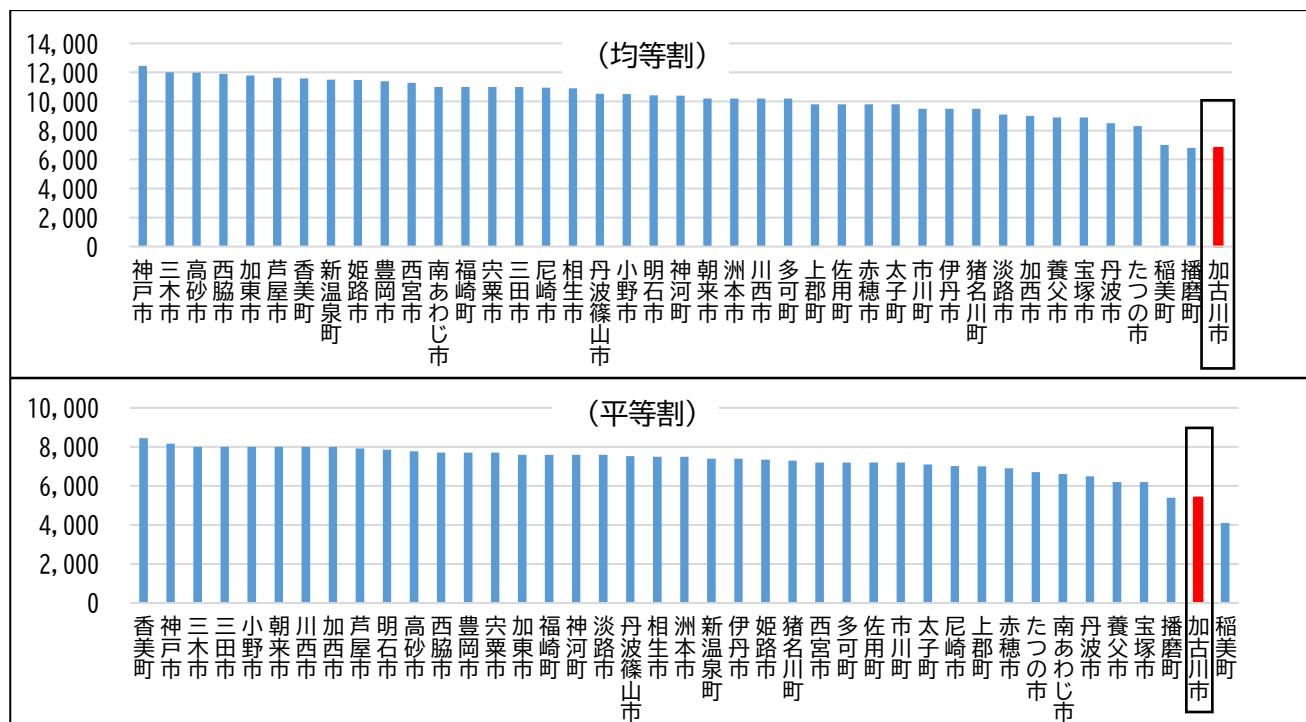
(図4)県下市町の料率比較

<医療分>

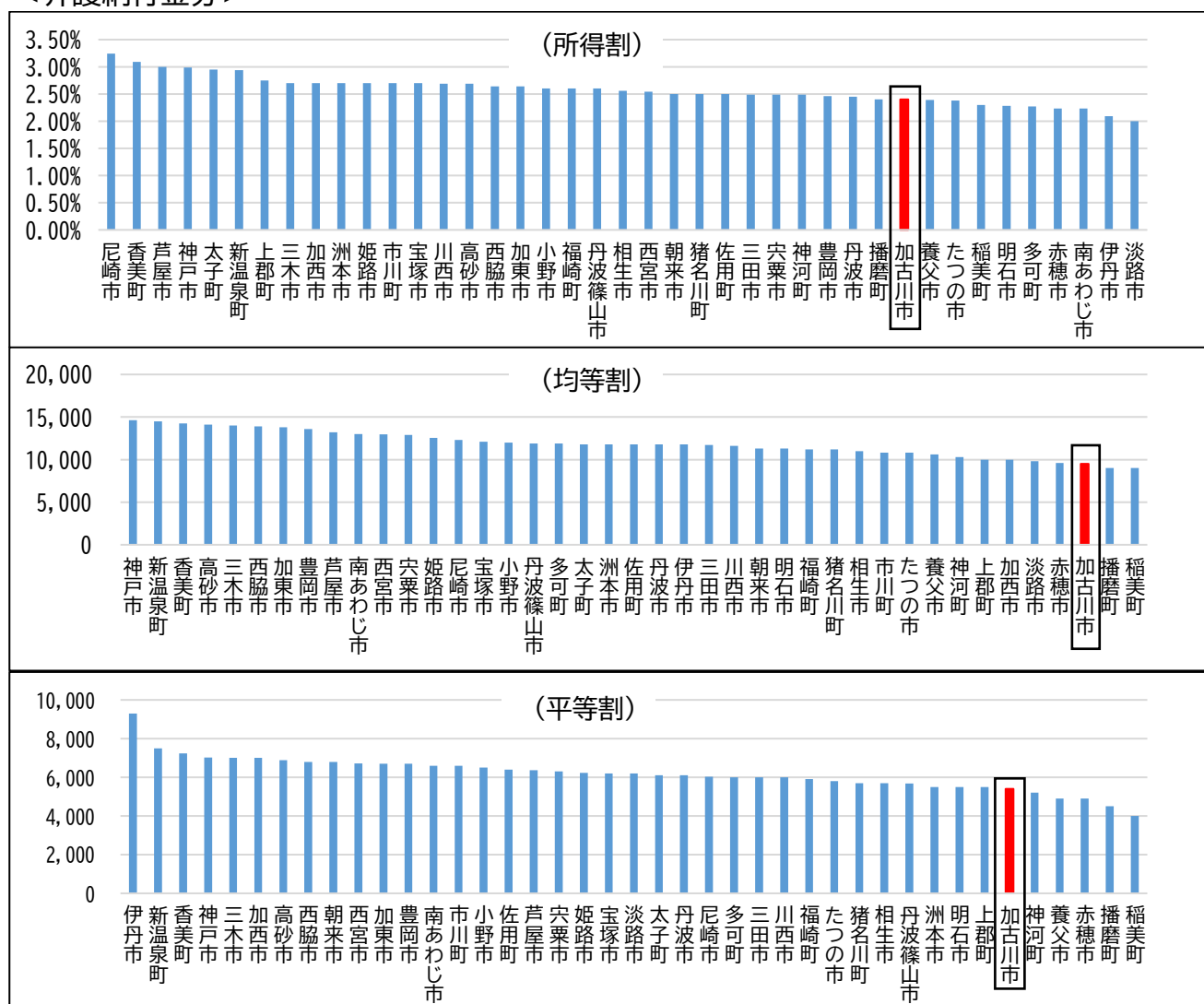


<後期高齢者支援金分>





<介護納付金分>



5 被保険者への影響について

【現行保険料率と標準保険料率】

(単位：円)

区分	医療給付費分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
現行	7.80%	25,600	22,800	1.80%	6,800	5,400	2.40%	9,500	5,400
R6	6.74%	29,766	19,286	2.96%	12,684	8,218	2.72%	14,344	7,001
R7	6.87%	30,972	20,067	3.00%	13,102	8,489	2.80%	14,866	7,256
R8	7.01%	32,221	20,876	3.04%	13,533	8,769	2.88%	15,402	7,518

※ 令和 6～8 年度の標準保険料率は令和 4 年 8 月に兵庫県から参考として示された推計値
令和 6 年度の標準保険料率は令和 6 年 1 月初旬に通知予定

【モデル①】夫・妻(65 歳以上)の二世帯〔夫の年金収入 240 万円、妻の年金収入 40 万円〕

所得割算定基礎額	870,000 円	(2 割軽減該当)
医療、後期分人数	2 人	介護分人数 0 人

(単位：円)

	現行			令和 6 年度			令和 7 年度			令和 8 年度		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療	67,860	40,960	18,240	58,638	47,625	15,428	59,769	49,555	16,053	60,987	51,553	16,700
後期	15,660	10,880	4,320	25,752	20,294	6,574	26,100	20,963	6,791	26,448	21,652	7,015
介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	157,800			174,200			179,100			184,300		
現行保険料からの上昇額				16,400			21,300	(対前年差) 4,900		26,500	(対前年差) 5,200	
同上昇率				10.39%			13.50%	(対前年差) 2.81%		16.79%	(対前年差) 2.90%	
一人当たり上昇額／月				<u>683</u>			<u>888</u>	(対前年差) <u>204</u>		<u>1,104</u>	(対前年差) <u>217</u>	
一世帯当たり上昇額／月				<u>1,367</u>			<u>1,775</u>	(対前年差) <u>408</u>		<u>2,208</u>	(対前年差) <u>433</u>	

※ 兵庫県から提示された推計値を基に試算

【モデル②】夫・妻(40 歳以上 65 歳未満)、子供 2 人(40 歳未満)の四人世帯

所得割算定基礎額	3,670,000 円
医療、後期分人数	4人
介護分人数	2人

(単位:円)

	現行			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療	286,260	102,400	22,800	247,358	119,064	19,286	252,129	123,888	20,067	257,267	128,884	20,876
後期	66,060	27,200	5,400	108,632	50,736	8,218	110,100	52,408	8,489	111,568	54,132	8,769
介護	88,080	19,000	5,400	99,824	28,688	7,001	102,760	29,732	7,256	105,696	30,804	7,518
合計	622,400			688,700			706,600			725,400		
現行保険料からの上昇額				66,300			84,200	(対前年差) 17,900	103,000		(対前年差) 18,800	
同上昇率				10.65%			13.53%	(対前年差) 2.60%	16.55%		(対前年差) 2.66%	
一人当たり上昇額／月				<u>1,381</u>			<u>1,754</u>	<u>(対前年差)</u> <u>373</u>	<u>2,146</u>		<u>(対前年差)</u> <u>392</u>	
一世帯当たり上昇額／月				<u>5,525</u>			<u>7,017</u>	<u>(対前年差)</u> <u>1,492</u>	<u>8,583</u>		<u>(対前年差)</u> <u>1,567</u>	

※ 兵庫県から提示された推計値を基に試算

【モデル③】単身世帯(65 歳以上)〔収入は年金収入 200 万円〕

所得割算定基礎額	470,000 円	(2 割軽減該当)
医療、後期分人数	1人	介護分人数 0人

(単位:円)

	現行			令和 6 年度			令和 7 年度			令和 8 年度		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療	36, 660	20, 480	18, 240	31, 678	23, 812	15, 428	32, 289	24, 777	16, 053	32, 947	25, 776	16, 700
後期	8, 460	5, 440	4, 320	13, 912	10, 147	6, 574	14, 100	10, 481	6, 791	14, 288	10, 826	7, 015
介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	93, 500			101, 500			104, 400			107, 500		
現行保険料からの上昇額				8, 000			10, 900	(対前年差) 2, 900		14, 000	(対前年差) 3, 100	
同上昇率				8. 56%			11. 66%	(対前年差) 2. 86%		14. 97%	(対前年差) 2. 97%	
一人当たり上昇額／月				<u>667</u>			<u>908</u>	<u>(対前年差)</u> <u>242</u>		<u>1, 167</u>	<u>(対前年差)</u> <u>258</u>	
一世帯当たり上昇額／月				<u>667</u>			<u>908</u>	<u>(対前年差)</u> <u>242</u>		<u>1, 167</u>	<u>(対前年差)</u> <u>258</u>	

※ 兵庫県から提示された推計値を基に試算